

公益財団法人 二十一世紀文化学術財団定款

平成23年4月 1日 制定
平成24年6月18日 改正
平成26年6月19日 改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人二十一世紀文化学術財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、経済・社会・文化及びそれに関連する分野の学術研究を奨励し、もって、21世紀におけるわが国及び世界の新しい文明形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 21世紀における文明形成を指向して行われる経済・社会・文化及びそれに関連する分野の研究に対する学術奨励金の交付
 - (2) 人材の育成、国際的知的交流・貢献に資することを目的として、海外の大学院において研究に当たるわが国の大学院生等に対する助成
 - (3) 前条の目的を達成するための講演会、シンポジウム、研究会等の開催並びにその成果の普及
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書」という。)は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合にも、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備えおくものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置きするものとする。
- (1) 監査報告
- 3 この法人は第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第8条 この法人に、評議員5名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人でないこと
 - (2) 過去に第1号に規定する者となったことがないこと
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)でない者
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選定委員会は、第8条で定める評議員の定数を欠くこととなることに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任 期)

- 第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第11条 評議員に対して、職務を行うために要する費用を支払うことができるほか、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構 成)

- 第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第13条 評議員は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事・監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規定
 - (3) 理事・監事及び評議員の報酬並びに費用の額の決定
 - (4) 計算書類等の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第14条 評議員会は、定時評議員会として毎年1回、6月に開催するほか、必要に応じて開催する。

(招 集)

- 第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評

議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第 17 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長及び出席の評議員の代表 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 9 名以内
- (2) 監事 2 名又は 3 名

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、業務の執行分担をする。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第 19 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることでできる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(役員に対する報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、職務を行うために要する費用を支払うことができるほか、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 常勤の理事に対しては、評議員会の決議により、別に定める規程による報酬等を支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合は出席理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 32 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 9 条についても適用する。

(解 散)

第 33 条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 34 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 35 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 選考委員会

第 36 条 この法人には、第 4 条第 1 項、第 2 項に掲げる学術研究奨励金の交付及び海外の大学院で研究に当たる大学院生等に対する助成の対象となるものを選考するため、それぞれ選考委員会を置く。

2 各選考委員会は、3 名以上 13 名以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員は、学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。ただし、この法人の役員は、3 名を超えてこれに充ててはならない。

4 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 37 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が理事会の決議を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 38 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等報酬規程
- (7) 事業計画及び収支予算書
- (8) 事業報告及び収支計算書等の計算書類
- (9) 前号に関する監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 39 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第 40 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議を得て、別に定める。

（公 告）

第 41 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむをえない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行とする。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び一般財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は草原 克豪とする。
4. この法人の最初の常務理事は南部 鐵也とする。
5. この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。
岩 崎 慶 市
岡 崎 哲 二
草 原 克 豪
津 谷 典 子
南 部 鐵 也
濱 口 敏 行
山 崎 福 寿
山 本 吉 宣
若 杉 隆 平
6. この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。
太 田 博
小 島 邦 夫
中 山 恒 博
7. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
池 田 裕 恵
加 藤 幹 雄
玉 置 和 宏
永 井 和 之
箱 島 信 一
八 田 達 夫
樋 口 美 雄
福 川 伸 次
南 直 哉